

電子契約書の取扱いに関する特約書

（総則）

第1条 この特約書は、この特約書が添付される電子契約と一体となすものとし、電子契約書に記録した契約内容にかかわらず、これを優先する。

（用語の定義）

第2条 この特約書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 発注者 契約の発注者であるあきる野市をいう。
- （2） 受注者 あきる野市との電子契約の相手方をいう（受注者が共同企業体であるときは、その構成員全てを含む。）。
- （3） タイムスタンプ 電子契約サービス提供事業者が電子署名を付与する際に利用する電子的な時刻証明をいう。

（電子契約書の取扱い）

第3条 電子契約書は、電磁的記録により作成し、発注者と受注者が合意した場合に電子署名が付されるものとする。

2 前項の規定により電子署名を付された電子契約書は、電子契約サービス上に保存することとし、発注者及び受注者双方が保有するものとする。

（契約の効力）

第4条 この契約は、電子契約サービスにおけるタイムスタンプの日付にかかわらず、電子契約書に記録された契約締結日より効力を有するものとする。